

# 平成30年7月から

## 「視覚障害」に関する

ご注意ください

## 身体障害者手帳の認定基準が変わります

視覚障害の認定基準に関して、日本眼科医会、日本眼科学会等より、見直すべき点があるとの指摘がありました。

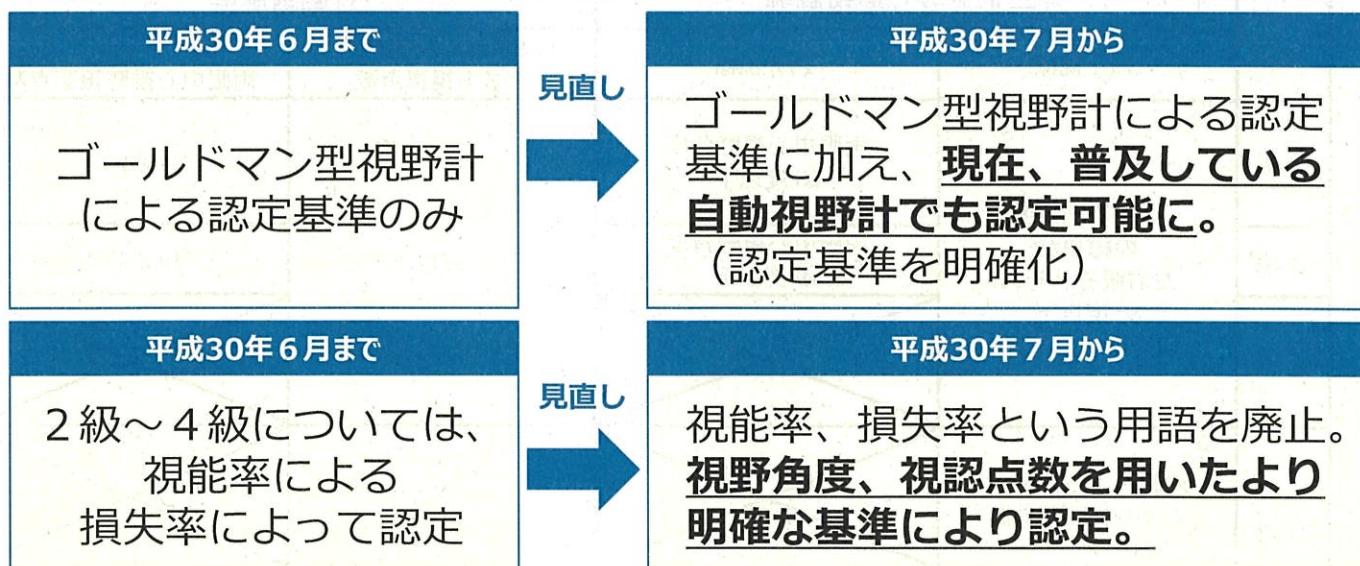
その指摘を受けて医学的見地から検討を行い、平成30年7月から身体障害者手帳の認定基準を、下記の通り見直すこととなりましたので、ご留意ください。

### 「視力障害」の認定基準について



※ 日常生活は両眼開放で行っている等の理由によって、上記のように判定方法を変更しました。

### 「視野障害」の認定基準について



**平成30年7月1日以降に作成された診断書・意見書を添付した申請から新たなる認定基準の対象になります。**

なお、平成30年6月30日までの診断書・意見書で、京都独自基準により視野障害4級以上の認定を受け、再認定が必要とされた方※で、見直し後の基準で審査すると等級が下がる場合は、従前の京都独自基準による認定もできることとします。

※ 身体障害者福祉法施行令第6条第1項に規定する再認定の対象者

裏面に認定基準の一覧を掲載していますので、ご参照ください。

## 視覚障害の具体的な認定基準

見直し

上段	視力の和
下段	等級

【現行】

0.1																0.2					
0.09																5	0.19				
0.08																5	0.18				
0.07																5	0.17				
0.06																5	0.16				
0.05																5	0.15				
0.04																5	0.14				
0.03																5	0.13				
0.02																6	0.22	0.32	0.42	0.52	0.62
0.01																6	0.21	0.31	0.41	0.51	0.61
0	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	
	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	

【平成30年7月～】

0.1																0.2					
0.09																4	0.19				
0.08																4	0.18				
0.07																3	0.17				
0.06																3	0.16				
0.05																3	0.15				
0.04																4	0.14				
0.03																4	0.13				
0.02																4	0.12				
0.01																4	0.11				
0	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	
	1	1	2	2	2	3	3	3	3	3	4	4	4	4	4	6	6	6	6	6	
	0	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6	
	0~手動弁	0~手動弁	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
	0~手動弁	0~手動弁	0.01	0.02	0.03	0.04	0.05	0.06	0.07	0.08	0.09	0.1	0.11	0.12	0.13	5	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6

	ゴールドマン型視野計						自動視野計											
	I / 4 視標			I / 2 視標			両眼開放エスター・マン テスト視認点数			10-2 プログラム 両眼中心視野視認点数								
2級	両眼中心視野角度 28度以下						20点以下											
3級	両眼中心視野角度 56度以下						70点以下											
4級	両眼中心視野角度 80度以下						40点以下											
5級	両眼による視野が 2分の1以上欠損						100点以下											
	両眼中心視野角度 56度以下						40点以下											

ご不明な点、その他の詳細については、以下の担当窓口までお問い合わせください。

【問い合わせ先】  
**京都府 障害者支援課 認定・精神担当**  
**電話 075-414-4732**